

★iDeCo (イデコ: 個人型確定拠出年金) に **加入中** または **加入予定** の方へ

--- iDeCoの掛金限度額変更のお知らせ! ---

**ポイント①**

- 法律改正により令和6年12月から「iDeCo (イデコ: 個人型確定拠出年金)」の掛金の限度額が変更となります。

**ポイント②**

- 現在は一律である「iDeCo (イデコ: 個人型確定拠出年金)」の限度額 (月額12,000円) が、お勤めの事業所が加入している「企業型DC (確定拠出年金)」や「DB (確定給付企業年金及び大阪府病院企業年金基金)」の掛金相当額によって変わることになります。
- 皆様は、大阪府病院企業年金基金に事業所の制度として加入者となっています。
- 加入者の掛金負担はなく事業主の負担となっています。

**ポイント③**

- 変更となる「iDeCo」の掛金限度額を下図のAまたはBのいずれかにより算出してみましょう?
- お勤めの事業所から「企業型DC (確定拠出年金)」(下図の㊸) や「DB (確定給付企業年金)」(下図の㊹) の掛金相当額のお知らせがなければ 大阪府病院企業年金基金のみの加入となりAの算出方法となります。
- AとBの大阪府病院企業年金基金の掛金相当額は「2,000円」となります。(下図の㊸)

○ 加入状況により、次のA又はBのいずれかの掛金限度額算出方法となります。(金額は月額となっています。)

**A** 当基金のみ加入されている事業所 (加入者)

iDeCoの掛金限度額	① 令和6年11月まで				答え
	12,000円				
		② 令和6年12月から			
		大阪府病院企業年金基金	掛金限度額		
		55,000円 - ㊸ 2,000円 =	* 20,000円		
			* (下限5,000円~上限20,000円)		

**B** 当基金およびDB、企業型DCに加入されている事業所 (加入者)

iDeCoの掛金限度額	① 令和4年9月まで				答え
	12,000円				
		② 令和4年10月から令和6年11月まで			
		企業型DCの事業主掛金額	掛金限度額		
		27,500円 - ㊹ 円 =	* 円		
			* (下限5,000円~上限12,000円)		

③ 令和6年12月から						答え
		大阪府病院企業年金基金	DB等の他制度掛金相当額	企業型DCの事業主掛金額	掛金限度額	
		55,000円 - ㊸ 2,000円 - ㊹ 円 - ㊸ 円 =	* 円			
			* (下限5,000円~上限20,000円)			

## 【ご参考】厚生労働省ホームページ

iDeCo の加入者、加入ご検討中の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

企業型DCを実施する事業主・従業員の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000823725.pdf>

DBを実施する事業主・基金の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>